

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府教育委員会

## 公表日

令和5年10月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)
②事務の概要	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①及び④～⑥を実施</p> <p>※なお、上記の申請時期(4月・7月)以外に転入や保護者の変更等があった場合においては、随時、就学支援金の受給を希望する生徒からの受給申請書(収入届出書を含む)や保護者等の個人番号の提出を受け、②～⑥を実施</p>
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、学校納付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条</li><li>・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府教育庁施設財務課
②所属長の役職名	施設財務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066  大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月19日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等就学支援金制度は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とした制度である。  就学支援金の支給を受けようとする生徒等は、都道府県に対して受給資格認定申請をし、その認定を受けなければならない。  一 就学支援金の支給要件一 平成26年度以降の入学生から対象(学年進行)となり、以下の要件の全てに該当する者。 ①日本国内に住所を有する者 ②高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業し又は修了したことがない者 ③高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制課程・通信制課程については48月)を超えていない者 ④保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円(父母ともに所得がある場合は父母両方の合算額)未満の者	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。	事前	
平成30年11月19日	同上	本事務では、特定個人情報を以下の事務処理で取扱う。  1 受給資格の審査 ①就学支援金の受給を希望する生徒等から受給資格認定申請の受付(1学年時の4月入学時) ②当該生徒等の保護者等の課税情報の照会先である市町村の特定 ③上記②で特定した市町村への課税情報の照会 ④上記③の結果を基に審査し、認定・不認定の結果を通知 ⑤受給資格認定を受けた生徒等が、引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記②から④を実施 ⑥4月申請で不認定となった生徒等のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①から④を実施	具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。  ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	事前	
平成30年11月19日	同上	2 就学支援金の受給状況の管理 大阪府内の公立高等学校を卒業、あるいは転出・退学した生徒が、府内の私立高等学校や他都道府県内の高等学校に入学した場合に、その入学した学校の所在地の都道府県教育委員会(公立)、都道府県知事(私立)、あるいは文部科学省(国立)から、府内の公立高等学校在学時の就学支援金受給状況について照会があった場合に情報提供を行う。	削除	事前	
平成30年11月19日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	学校納付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、学校納付金システム	事前	
平成30年11月19日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	就学支援金受給資格情報ファイル	就学支援金特定個人情報照会ファイル	事前	
平成30年11月19日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第66条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条	事前	
平成30年11月19日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条 第1号ハ及び第2号ハ (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事前	
平成30年11月19日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	大阪府教育委員会事務局施設財務課	大阪府教育庁施設財務課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月19日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 福本 芳次	施設財務課長	事前	
平成30年11月19日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066  大阪府教育委員会事務局施設財務課助成・会計グループ 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066  大阪府教育庁施設財務課歳入・会計指導グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	事前	
平成30年11月19日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	大阪府教育委員会事務局施設財務課助成・会計グループ 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	大阪府教育庁施設財務課歳入・会計指導グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	事前	
平成30年11月19日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成30年4月20日時点	事前	
平成30年11月19日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成30年4月20日時点	事前	
平成30年11月19日	II しいき値判断項目 3.重大事故	発生あり	発生なし	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 1 提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書及び全項目評価書	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 2 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	提供・移転しない	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	接続しない	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年2月28日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	—	自己点検・内部監査	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	
令和5年7月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給資格の判定を行う。	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給資格の判定を行う。	事後	
令和5年7月28日	同上	具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。  ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、支給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給資格の認定、支給額の判定 ⑥支給資格の認定、支給額の判定結果の通知	具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。  ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、支給資格認定の申請(入学時・転入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限り) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、支給資格の認定、支給額の判定 ⑥支給資格の認定、支給額の判定結果の通知	事後	
令和5年7月28日	同上	⑦支給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施 ※なお、上記の申請時期(4月・7月)以外に転入や保護者の変更等があった場合においては、随時、就学支援金の受給を希望する生徒からの受給申請書(収入届出書を含む)や保護者等のマイナンバーカードの写しの提出を受け、②～⑥を実施	⑦支給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①及び④～⑥を実施 ※なお、上記の申請時期(4月・7月)以外に転入や保護者の変更等があった場合においては、随時、就学支援金の受給を希望する生徒からの受給申請書(収入届出書を含む)や保護者等の個人番号の提出を受け、②～⑥を実施	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066  大阪府教育庁施設財務課歳入・会計指導グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066  大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	大阪府教育庁施設財務課歳入・会計指導グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	事後	
令和5年10月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	30万人以上	10万人以上30万人未満	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月20日 時点	令和5年4月30日時点	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月20日 時点	令和5年4月30日時点	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	III しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	IV リスク対策 1 提出する個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正